

議案第61号

総社市自転車駐車場指定管理者の指定について

総社市自転車駐車場指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 清音駅自転車駐車場
- 2 指定管理者の名称 清音駅駐車場管理組合
- 3 指定管理者の所在地 総社市清音上中島180番地2
- 4 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月30日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

総社市自転車駐車場指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経ようとするものである。



## 清音駅自転車駐車場の指定管理者の概要

### (1) 指定管理者となる団体の概要

名 称 清音駅駐車場管理組合

代表者 会長 安 延 倫 男

所在地 総社市清音上中島180番地2

設 立 平成21年11月1日

団体の主たる業務

駐輪場の管理

業務実績

平成22年2月1日の清音駅自転車駐車場の開業当初から指定管理者となり、長年業務を誠実に遂行している。

- ・第1期 平成22年2月1日から平成26年3月31日（4年1ヶ月）
- ・第2期 平成26年4月1日から平成31年3月31日（5年）
- ・第3期 平成31年4月1日から令和6年3月31日（5年）

### (2) 選定の経緯

令和5年8月1日

総社市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書を適用し、公募を行わず、引き続き清音駅駐車場管理組合を指定管理者として選定。

### (3) 選定理由

- ①長年、当該駅付近で自転車駐車場を運営している事業者が複数あり、その方々の民業を圧迫することなく共存を図っていくために、地元事業者の集合体である同組合へ管理を委託することが最も適当であると考えられる。
- ②同組合は、指定期間中、管理状況に問題なく運営を行っている。